

飼い主のルールとマナー

犬の登録と狂犬病予防注射を受けよう

①犬の登録と狂犬病予防注射を受けよう

生後3カ月以上の飼い犬には、生涯に1回の「登録」と年に1回の「狂犬病予防注射」が、狂犬病予防法により義務付けられています。今年度の狂犬病予防注射が済んでいない飼い犬には、注射を受けさせましょう。

登録犬の死亡や所在地または所有者に変更があった場合には、市環境衛生課へ書面による届け出が必要です。

(未登録および狂犬病予防注射を受けていない犬の所有者や管理者には、法律による罰則が適用される場合があります)

②犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。必ず、つないで飼いましょう。散歩のときは、引き綱を必ず付けるようにしましょう。

③周辺の環境美化に努めましょう

愛犬の「ふん」の始末は飼い主の義務です。公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。「ふん」は、必ず持ち帰り、適正な方法で処分しましょう。

犬小屋の周囲は常に清潔にし

て、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

(犬のふんを公共の場所などで、放置した飼い主には、市の条例による罰則が適用される場合があります)

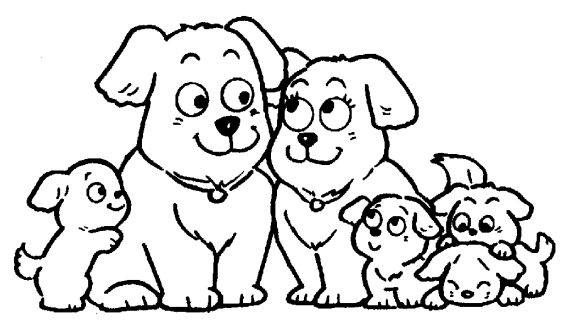
④小さな命を大切に。犬を捨てないで!

犬を捨てる行為はみんなの迷惑です。捨てないで新しい飼い主を見つけるか、茨城県動物指導センターに相談しましょう。子犬が生まれて困るより、生まれたい手術をおすすめします。(捨て犬をした場合には、法律による罰則が適用される場合があります)

⑤犬の脱出を防いで、迷子をなくしましょう

飼い主宅を逃げ出した犬は、飼い主の知らないところで迷惑を掛けています。

また、交通事故にあつてけがを



したり、死亡することがあります。迷子になって飼い主の元に帰れない犬も数多くいます。

○逃げ出し防止：日ごろからクサリやオリの点検をしましょう。

○迷子の防止：首輪などに「狂犬病予防注射済票」を付けましょう。飼い犬が迷子になってしまった場合や、ほかの犬を保護した場合は、市環境衛生課、茨城県動物指導センターまたは最寄りの警察署に連絡しましょう。

問い合わせ 市環境衛生課 ☎ 87

3・2111 内線1561

茨城県動物指導センター ☎ 02

96・72・1200



(市内にある動物病院で、6月から犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。また、狂犬病については、市のホームページでご覧になれます)